

障がい者雇用の促進について

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課／北海道経済部労働政策局雇用労政課

雇用・就労は、障がいのある人の自立・社会参加のための重要な柱です。「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」は、障がいのある方々が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指し、さまざまな制度について規定しています。

なお、本道の民間企業における実雇用率は2.13%、法定雇用率を達成している企業の割合は54.1%といずれも前年を上回りましたが、半数近くの企業は未達成の状況に留まっています。是非、障がいのある方々の積極的な雇用をお願いします。

障がい者雇用率制度

法定雇用率の見直しにより、平成30年4月1日から常用労働者を45.5人以上雇用している事業主は、従業員の2.2%（これを「法定雇用率」といいます。）に相当する数以上の障がい者を雇用し、ハローワークに報告しなければなりません。平成33年4月までには、さらに法定雇用率が0.1%引き上げとなります。また、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障がい者が加わることになりました。（精神障がい者雇用の義務化）

なお、45.5人未満の事業者には報告義務はありませんが、法においてはすべての事業者に雇用の責務があり、積極的に雇用に取り組んでいただくことが必要です。

■平成29年6月1日現在の道内民間企業（50人以上規模）における障がい者雇用状況

- 集計企業数は3,288社（対前年比1.0%、31社増加）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は627,189.5人（対前年比2.7%、16,199.0人増加）
- 雇用されている障がい者の数は13,334.5人（対前年比5.9%、742.0人増加）
- 実雇用率は2.13%（対前年比0.07ポイント上昇）
- 法定雇用率達成企業の割合は54.1%（対前年比2.6ポイント上昇）

雇入れのきっかけづくり

○トライアル雇用助成金（障がい者トライアルコース）

障がい者を原則3ヶ月間雇用することにより、障がいに対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけ作りを進める制度です。

対象者1人当たり月最大4万円（精神障がい者を初めて雇用する場合は8万円）支給されます。

○トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の就業を目指す制度で、対象は精神障がい者、発達障がい者です。

対象者1人当たり月最大2万円が支給されます。

雇入れに活用できる助成金制度

○特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

安定所等の紹介により障がい者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。

○特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）

障がい者雇用の実績のない企業（常用労働者50人～300人）がハローワーク等の紹介により初めて障がい者を雇用し、法定雇用障がい者数の雇用を達成した場合に支給します。

○特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障がい者や難病のある人をハローワーク等の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、ハローワーク又は労働局へお問い合わせください。

就職後の定着への支援

○ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がい者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障がい者本人、事業主等に支援を行います。職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障がいに配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

関係機関との連携した支援

○北海道障害者職業センター

障がい者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障がい者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。（札幌に本所、旭川に支所があります。）

○障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。（札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、名寄、美唄に設置しています。）